

津山圏域衛生処理組合
監査委員告示第 2 号
令和 5 年 3 月 15 日

令和 4 年度定期監査の結果について、地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 1 4 項の規定に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合
監査委員 和 田 賢
監査委員 三 船 博



措置等の内容

<p>改善を求 める事項 1</p>	<p>ホームページ追加・修正作業委託料、配電線路の移転に伴う工事補償金について、執行後に予算流用を決定していた。津山圏域衛生処理組合予算規則において準用する津山市予算規則第15条及び第16条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	
<p>区 分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</p>
		<p>2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</p>
		<p>3. 未措置（何もしていない場合）</p>
<p>措置等 の内容</p>	<p>事務処理上の確認漏れによるもので、再発防止のため、流用決定していない段階では、予算執行をしないよう事務上の確認を徹底するもの。</p>	

<p>改善を求 める事項 2</p>	<p>緑水園体育館の使用料の指定金融機関への払込みは2週間に1回となっているが、津山圏域衛生処理組合会計規則において準用する津山市会計規則第24条第2項の規定に基づく会計管理者との協議がなされていなかった。同規則に従って適正に事務処理されたい。</p>	
<p>区 分 (該当に○印)</p>		<p>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</p>
	<p>○</p>	<p>2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</p>
		<p>3. 未措置（何もしていない場合）</p>
<p>措置等 の内容</p>	<p>会計管理者と本庁と離れた一部事務組合の使用料等の入金・振込を遅滞なく行うように、その取扱いについて協議を行うもの。</p>	